

令和 7 年度

那覇市障がい者相談支援事業 業務委託事業者募集要項

令和 7 年 9 月 19 日

那覇市 福祉部 障がい福祉課

令和7年度 那覇市障がい者相談支援事業業務委託事業者募集要項

1 募集の趣旨

本市において、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援し、一人ひとりの障がいに応じたきめ細やかな相談体制の充実を図るために、「那覇市障がい者相談支援事業」を業務委託し、専門的な知識や経験を有する事業者において事業の実施ができるよう、広く募集を行い、事業者の選定を行うものとする。

2 委託概要

(1) 委託事業名：那覇市障がい者相談支援事業

(2) 委託事業内容及び職員配置等：

別紙「令和7年度那覇市障がい者相談支援事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託事業者数：4事業者

(4) 委託期間：令和8年（2026年）4月1日～令和13年（2031年）3月31日

(5) 上限額：（1事業所あたりの上限額）

令和8年度：10,633,500円（消費税及び地方消費税含む）

令和9年度：10,738,500円（消費税及び地方消費税含む）

令和10年度：10,847,750円（消費税及び地方消費税含む）

令和11年度：10,959,500円（消費税及び地方消費税含む）

令和12年度：11,084,500円（消費税及び地方消費税含む）

*上限額の範囲で提案すること。ただし、この金額は企画提案のために設定した上限額であり、契約時の予定価格を示すものではなく提案内容の規模を示すためのものである。

3 応募要件

次の要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 応募時点において、那覇市又は那覇市隣接の市町村（浦添市、西原町、南風原町、豊見城市）に所在する指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事

業者で、かつ運営規定で通常の事業の実施地域を那覇市としていること。

(2) 令和7年4月1日時点において、(1)の事業者が指定を受けて5年以上経過していること。なお、指定とは、指定一般相談支援事業者については那覇市または県(隣接市町村の場合)の、指定特定相談支援事業者については所在する市町村による指定をさすものとする。

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されているもの

②国税及び地方税を滞納しているもの

③会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしているもの

④公募開始日から契約締結日までの間に不渡り等が生じているもの

⑤応募をしようとする法人、団体及びその役員並びに個人が、那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員に該当しており、又はこれらと関係しているもの

4 募集手続き等に関する事項

(1) 募集及び事業者選定等スケジュール

募集及び選定等スケジュールは、次のとおり予定しています。

日 程	内 容
9月19日(金)～10月30日(木)	募集要項の配布・那覇市ホームページにて広報
9月29日(月)	募集説明会
9月19日(金)～10月9日(木)	質問書の受付
10月17日(金)	質問書の回答
10月30日(木)	プロポーザル参加表明書の提出期限
10月31日(金)～11月6日(木)	参加資格要件確認結果通知
11月7日(金)～11月21日(金)	応募書類の受付(応募期間)
12月22日(月)	プレゼンテーション及びヒアリングの実施
12月22日(月)以降	選定結果の通知・公表
令和8年3月	契約に向けた諸手続き等準備期間

(2) 募集要項の配布

- ①配布期間：令和 7 年 9 月 19 日（金）～ 令和 7 年 10 月 30 日（木）
（土・日曜日、祝日を除く）
- ②配布時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時（正午から午後 1 時の間を除く）
- ③配布場所：那覇市 障がい福祉課 相談グループ
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号（那覇市役所 3 階 36 番窓口）
※那覇市公式ホームページからもダウンロードできます。

(3) 募集説明会の実施

- ①日 時：令和 7 年 9 月 29 日（月） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 00 分
- ②場 所：那覇市役所本庁舎 7 階 701AB 会議室
- ③内 容：委託内容、応募書類の確認等
- ④参加人数：各法人から 3 名まで

※事前に **参加申込書(様式 9)**に記載の上、電子メールにて申込みをすること。

E-mail：H-HUKU001@city.naha.lg.jp *件名に『参加申込書』と入力

※本要項及び仕様書等は各自で準備すること。

※説明会への参加が応募要件ではありません。

※本庁舎地下駐車場は有料となっております（1 時間 100 円、以降 30 分毎 300 円増）。説明会参加による割引券発行はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

(4) 質問の受付

募集に関する質問は、**質問書(様式 10)**に記載し、電子メールにて提出すること。

- ①受付期間：令和 7 年 9 月 19 日（金）
～令和 7 年 10 月 9 日（木）（午後 5 時まで）
- ②回答方法：那覇市公式ホームページにて、質問集計後、適宜回答。
（最終回答日：令和 7 年 10 月 17 日（金））

③E-mail：H-HUKU001@city.naha.lg.jp

*件名に『令和 7 年那覇市障がい者相談支援事業についての質問』と入力。

5 プロポーザル参加表明書の受付

応募を希望する事業者は、次表に掲げる資料を令和7年10月30日（木）まで（土・日曜日、祝日を除く）に提出すること。

①受付時間：午前8時30分から午後5時（正午から午後1時の間を除く）

②受付場所（窓口）：那覇市 障がい福祉課 相談グループ

那覇市泉崎1丁目1番1号（那覇市役所3階36番窓口）

③提出方法

直接窓口を持参し提出すること。郵送等によるものは受付不可とする。

※別冊「様式集」あり

資料名	
①プロポーザル参加表明書（様式1）	1部
②誓約書（様式3）	1部
③指定特定相談支援事業所指定通知書または指定一般相談支援事業所指定通知書の写し及び指定に係る記載事項（付表）の写し	1部
⑤印鑑証明書	1部 （原本）
⑥登記事項証明書又は登記簿謄本（3か月以内に取得したもの）又はこれらに準ずる書類	1部 （原本）
⑦法人の定款若しくは寄附行為	1部
⑧直近3年間の法人税、消費税及び地方消費税、事業税及び事業所税及び法人市民税等の納税証明書、又は非課税証明書	1部 （原本）

④提出にあたっての留意点

（1）提出された書類は、理由の如何を問わず返却しないこととする。

（2）証明書関係は3ヶ月以内に発行されたものを提出すること。

（3）書類提出にかかる費用は応募者の負担とする。

⑤参加資格確認結果通知

本市は、受理したプロポーザル参加表明書（様式 1）等により、応募希望者が資格要件を満たしているかについて確認し、その結果について令和 7 年 11 月 6 日（木）までに、参加希望者に通知する。

6 応募書類等の受付

※応募書類等については、プロポーザル参加表明書（様式 1）等を令和 7 年 10 月 30 日（木）までに提出している事業者のみ受け付けます。

①提出書類：次頁「7 応募書類等」に掲げるとおり

②受付期間：令和 7 年 11 月 7 日（金）～令和 7 年 11 月 21 日（金）
（土・日曜日、祝日を除く）

③受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時（正午から午後 1 時の間を除く）

＊最終日は午後 4 時までとする。期間終了後の受付は不可とする。

＊令和 7 年 12 月 22 日実施予定であるプロポーザル審査の順番は、原則応募書類等の受付順とする。

＊必要な書類等に不備がある場合、受付は不可とする。

④受付場所（窓口）：那覇市 障がい福祉課 相談グループ

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号（那覇市役所 3 階 36 番窓口）

⑤提出方法

直接窓口を持参し提出すること。郵送等によるものは受付不可とする。

⑥提出にあたっての留意点

（1）提出された書類は、理由の如何を問わず返却しないこととする。

（2）提出後の書類の追加、変更等は認めない。

（3）書類提出にかかる費用は応募者の負担とする。

※提出された書類は、那覇市情報公開条例に基づき公開することがあります。

7 応募書類等(提出書類及び提出部数) *別冊『様式集』あり

応募に必要な書類等を次に掲げる。

書類名(様式)	正本	副本
①提案提出書(様式2)	1部	
②法人の概要(様式4)	1部	8部 (写し可)
③企画提案書(様式5)		
④職員配置・育成(様式6)		
⑤運営に関すること(様式7)		
⑥見積書(様式8)		
⑦法人の財務状況に関する書類(財産目録、貸借対照表、事業活動収支計算書及び内訳書、資金収支計算書及び内訳書、固定資産管理台帳、収支計算分析表)直近3か年分	1部 (原本証明)	

8 応募の取り下げ

7に掲げる応募書類等の提出後に辞退する場合には、令和7年12月8日(月)までに、取下届(様式11)を那覇市障がい福祉課相談グループまで持参により提出すること。

9 選定基準

(1) 選定方法

令和7年度那覇市障がい者相談支援事業等業務委託事業者審査委員会(以下「審査委員会」という)において、書類審査及びプレゼンテーション審査により選定する。

審査委員会は非公開で行われ、審査の経過等審査に関する問い合わせには一切応じないこととする。

(2) プレゼンテーション審査

- ①日時：令和7年12月22日(月) 午前10時から午後4時30分(予定)
- ②場所：市役所本庁舎 4階 401AB 会議室
- ③プレゼンテーション時間：1事業者25分(説明15分、質疑応答10分)
- ④参加者：各事業者3名まで

＊プロジェクター・スクリーンの使用予定がある場合は事前に連絡すること。

プロジェクター・スクリーンについては、本市で準備したものを使用するものとする。

＊プレゼンテーション実施にあたり、使用する備品等（端末、電源ケーブル等）はすべて提案者で用意すること。

＊万が一、接続できない場合は、本市で準備したパソコンを使用することを可能とする。

＊プレゼンテーション審査の参加者は、他の参加者のプレゼンテーションを傍聴することはできないものとする。

(3) 審査評価基準

審査項目及び評価のポイントは別紙 1 のとおりとする。

(4) 審査結果の通知及び公表

①優先交渉権者を選定したら、速やかに応募者全者に対し結果を通知する。

②優先交渉権者の選定後、優先交渉権者 4 事業者名及び次点者名を那覇市公式ホームページにて公表する。

10 欠格事項

次のいずれかに該当した場合は、当該応募者を失格とする。

- (1) 応募要件を満たしていない場合
- (2) 本要項に定める事項に違反した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- (4) 本要項に定める方法以外で市職員、審査委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- (5) その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

11 業務委託契約交渉について

- (1) 審査委員会における審査の結果、委託候補者と業務委託の契約交渉を行うこととする。ただし、契約締結交渉が不調となった場合は、次点者と契約交渉ができるものとする。

- (2) 契約金額は、企画提案時に提出した見積額を超えないものとする。
- (3) 委託候補者は、契約締結前までに、本事業に従事する職員について、当該職員の資格証を市へ提出すること。

12 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

交渉の結果、契約内容について合意をした者（以下「契約予定者」という。）と業務内容についても合意の上、業務委託仕様書に基づく見積書を契約予定者から徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約書について

契約書については、本市が用意したものを使用するものとする。

(3) 委託料の支払い

支払いについては、年3回に分けて概算払いとする。

13 留意事項

(1) 応募にかかる費用は事業者負担とする。

(2) 応募書類の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(3) 応募書類等は、「7 応募書類等」に掲げる順のとおり、正本（①～⑦）1冊、副本（②～⑥）8冊をそれぞれA4縦型フラットファイルに左閉じで綴り、インデックスに書類名（例：②企画提案書）を記載し、書類の右側に貼り付けること。また、ファイルの表面及び背表紙には法人名及び事業者名を記載すること。

14 問い合わせ先

那覇市 福祉部 障がい福祉課 相談グループ（担当：玉城）

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号（那覇市役所3階36番窓口）

TEL：098-862-3275（障がい福祉課直通） Fax：098-862-0621

E-mail：H-HUKU001@city.naha.lg.jp

＊件名に『令和7年度那覇市障がい者相談支援事業について』と入力。

【別紙 1】 審査項目及び評価のポイント

審査項目	判断材料	着眼点
1 法人の概要		
法人の理念・基本方針	様式 4-3	法人の理念や基本方針が相談支援事業実施の目的と合致しているか。
応募理由	様式 4-3	応募理由に妥当性・具体性があり、熱意があるか。
実績	様式 4-4	相談支援事業に活かせる実績をもっているか。
財務状況について	財務諸表	法人について、健全かつ安定した経営状況が認められるか。
2 企画提案		
相談支援に関すること	様式 5-1	福祉サービス利用援助、居住サポート事業に関すること、権利擁護のために必要な援助等について、具体的な取組が提案されているか。
相談支援体制等に関すること	様式 5-2	地域包括支援センターや地域の相談支援事業所との連携、那覇市障がい者自立支援協議会の運営等について、基幹相談支援センター化事業実施事業者と連携しどのように取り組むか具体的な提案がされているか。
法人としてのアピール項目	様式 5-3	事業を受託した際、法人としてどのようなバックアップが行えるか、法人独自の取組としてどのようなことを行っているか、市との連携について等運営主体として具体的な提案がされているか。
3 職員配置・育成、運営に関すること		
職員の配置・育成	様式 6	管理責任者が配置され、事業を行うために有用と認められる資格を有する相談員（配置予定者の具体的な資格名があるとよい）を2名以上（これにより人員を確保し難い場合は常勤専従で1名は確保し、兼務者2名を配置することを認める。ただし、兼務においては常勤換算方法にて1日あたり1.0人を配置すること。）確保できているか。育成に関する取組について具体的な提案がされているか。
運営に関すること	様式 7	市民が利用しやすい事業所となるような体制整備に向けて、具体的な取組が提案されているか。
4 見積に関すること		
見積額の適正性	様式 8	障がい者相談支援事業の見積額は、上限額を超えず、かつ適正に見積もられているか。